

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

教育訓練給付金

Q：教育訓練給付金という制度があるようですが、どのようなものでしょうか。

A：一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者が、労働大臣指定の教育訓練を受講して修了した場合、要した経費の80%（上限20万円）が支給されるものです。

【解説】

平成10年12月にスタートした「教育訓練給付金制度」は、労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の80%に相当する金額（上限20万円）がハローワークから支給されるもので、雇用安定と再就職促進を目的とする雇用保険の新しい給付制度です。

支給対象者は、①受講開始日において雇用保険の一般被保険者である人のうち、支給要件期間が5年以上ある人、②受講開始日において一般被保険者でない人のうち、一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が5年以上ある人、となっています。

対象講座は、通信・通学合わせておよそ3,500講座に及び、税務、簿記検定、不動産、情報処理技術者資格、社会保険労務士資格など幅広くありますが、この給付金は5年に1回しか受給資格が発生しませんので、十分に吟味して講座を選んでください。

ちなみに、雇用保険上の措置であるこの給付金は非課税です。

